

 緊急事態!!

労災死亡事故多発中

10日間で3名が死亡

令和5年3月27日から4月5日までの10日間において、**3件**の労災死亡事故が発生いたしました。

沼津労働基準監督署では、この状況を受け「**労災死亡事故多発警戒**」を発令し、より一層の労災死亡事故防止を呼び掛けています。

3件の労災死亡事故はいずれも積載形トラッククレーンが関連した災害です。

事業主の皆さまにおかれましては、同種災害の防止のため、積載形トラッククレーンの安全な使用、はしごや脚立の安全な使用を徹底してください。あわせて死亡災害の撲滅のため、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、各種労働災害防止対策の実施状況を今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

発生日	業種	災害の概要
3/27	建設業	看板の撤去作業において、看板の支柱1本を可搬型グラインダーで部分的に切断した後、残りの1本の支柱の基礎を研った。おおむね研り終わった後、積載形トラッククレーンを使用して看板を玉掛けし支持していた。支柱の未切断部を切断するため看板を吊り上げようとしたところ看板が玉掛け用具から外れ、付近にいた被災者に激突し、そのはずみで後ろ向きに倒れ頭部を強打した。
4/4	建設業	倉庫の屋根上に設置された設備の交換作業において、積載形トラッククレーンの荷台からはしご（脚立を展開したもの）を屋根上に向けて掛け、昇っていたところはしごが転位し、地上に墜落した。
4/5	林業	伐木した丸太の集積場において、積載形トラッククレーンを使用して荷台の丸太を降ろそうとしたところ、アウトリガーと丸太との間に挟まれた。アウトリガー直下の地盤が緩かったものの鉄板等を敷いていなく、沈下したものの。

積載形トラッククレーン（移動式クレーン）を安全に使用しましょう！

- 移動式クレーンの運転及び玉掛けの業務については、有資格者に行わせましょう。
- あらかじめ、荷の重量や移動式クレーンの能力等を考慮して、作業方法等を定めましょう。
- アウトリガーを最大限に張り出し、定格荷重を超えないように使用しましょう。
- アウトリガーの沈下等を防止するため、鉄板等を敷設しましょう。
- 旋回体への接触や吊り荷の下等で危険の恐れのある場所への立ち入りを禁止しましょう。
- 作業開始前の点検や、定期自主検査を実施しましょう。

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

- はしごの上部と下部を固定する等により、転位を防止しましょう。
- はしごの上部を60cm以上突き出し、立て掛け角度は75度程度としましょう。
- ヘルメットを着用し、あごひもを確実に締めましょう。
- 荷物を持って昇降しないようにしましょう。
- あらかじめ、腐食や損傷がないか点検しましょう。
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履きましょう。

労働災害防止のためのチェックリスト

①安全衛生管理体制について

- 事業場の安全衛生管理体制が整備されているか。
- 安全衛生管理者、作業主任者、職長等事業場の責任者から業務の遂行状況を報告させ、必要に応じ実施状況について指導ができていないか。

②「5S」について

- 整理、整頓、清掃、清潔、しつけの「5S」について徹底されているか。

③リスクアセスメントについて

- 職場に存在する多種多様な危険性又は有害性の特定ができていないか。
- 特定した危険有害性をもとに、リスクの見積もりができていないか。
- 見積もりしたリスクをもとに、リスク低減対策ができていないか。
- リスク低減後の作業計画となっているか。

④日常的な安全衛生活動について

- KYT（危険予知訓練）やヒヤリハット活動が実施されているか。

⑤安全衛生教育について

- 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長教育等の各種教育が行われているか。

⑥健康管理について

- 作業前に体調不良等の異常がないことの確認ができていないか。
- 労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施していないか。